

# KDDI TeleOffice サービス契約約款

令和4年12月7日  
KDDI株式会社

目 次

第 1 章～第10章 削除

別記 削除

料金表 削除

別表 削除

附則

第1章 削除

第2章 削除

第3章 削除

第4章 削除

第5章 削除

第5章の2 削除

第6章 削除

第7章 削除

第8章 削除

第9章 削除

第10章 削除

別記 削除

料金表 削除

別表 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成24年12月17日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この約款の規定にかかわらず、KDDI TeleOffice サービス契約者は、平成25年2月28日までの料金について、その支払いを要しません。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年2月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和4年12月7日から実施します。  
(経過措置)
  - 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により締結しているKDDI TeleOfficeに係るKDDI TeleOffice契約は、この改正規定実施実施の日に旧KDDI TeleOfficeに係る旧KDDI TeleOffice契約に移行したものとし、旧KDDI TeleOfficeに関する提供条件（用語の定義を含みます。）は、次に掲げるもののほか、なお従前のおりとします。  
。
- (1) 旧KDDI TeleOfficeに関する料金

ア 利用料

(ア) 適用

区 分	内 容
(1) 利用料の適用	旧KDDI TeleOffice 契約者は、その料金月の末日（その料金月中に旧KDDI TeleOffice 契約の解除があった場合はその解除があっ

	た日)におけるユーザIDの数に応じて、利用料の支払いを要します。						
(2) プランに係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりプランを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>他社接続通信を介して利用することができる旧KDDI TeleOfficeサービス</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>他社接続通信を介して、又は当社契約者回線により利用することができる旧KDDI TeleOfficeサービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 旧KDDI TeleOffice 契約者は、プランの変更に係る請求はできません。</p>	区 別	内 容	プラン1	他社接続通信を介して利用することができる旧KDDI TeleOfficeサービス	プラン2	他社接続通信を介して、又は当社契約者回線により利用することができる旧KDDI TeleOfficeサービス
区 別	内 容						
プラン1	他社接続通信を介して利用することができる旧KDDI TeleOfficeサービス						
プラン2	他社接続通信を介して、又は当社契約者回線により利用することができる旧KDDI TeleOfficeサービス						

(イ) 料金額

1 プラン1のもの

1ユーザIDごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	934円 (1,027.4円)

2 プラン2のもの

1ユーザIDごとに

区 分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
利用料	1,200円 (1,320円)

(2) 手続きに関する料金

ア 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

区 分	内 容
手続きに関する料金の適用	旧KDDI TeleOffice 契約者は、ユーザIDの割り当てを受ける申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、イに規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

イ 料金額

1ユーザIDごとに

区 分	料金額 (税抜価格 (税込価格))
手続きに関する料金	1,000円 (1,100円)

(3) 附帯サービスに関する料金等

ア 適用



- (ア) 当社は、KDDI TeleOffice 契約者から請求があったときは、そのKDDI TeleOffice 契約者に係るKDDI TeleOffice サービスの支払証明書を発行します。
- (イ) KDDI TeleOffice 契約者は、(ア)の申込みをし、その承諾を受けたときは、イに規定する料金等の支払いを要します。
- (ウ) (イ)によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	KDDI TeleOffice 契約者は、第2(料金等の額)の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

#### イ 料金等の額

区 分	単 位	料金等の額 (税抜価格 (税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。